

外部評価機関選定申請FAQ

令和5年度版

Q1 登記簿謄本は写しの提出でもよいか。

A1 写しでも可能です（交付から3か月以内）。この場合、原本は申請者で保管願います。

Q2 継続選定を申請する場合、前回と変更のない書類は省略できるか。

A2 省略はできませんので、全ての書類必ず提出してください。
申請者にとって継続選定を申請することは、これまで行ってきた評価事業を見直す一つの機会ですので、改めて内容を確認の上、提出してください。

Q3 今年度に第三者評価機関の継続認証の申請を行う場合、重複する書類は添付を省略してよいか？

A3 省略できません。お手数ですが、それぞれ提出してください。

Q4 決算書とはどの程度まで提出すればいいか。

A4 法人全体の直近期別（年度）の貸借対照表及び損益計算書です。
ただし、継続申請を行う評価機関にあっては、他の経理と区分している**外部評価事業の経理（収支）が記載されている部分**についても提出してください。損益計算書を作成していない法人は、同様の性格を有する財務諸表で代えることができます（例：事業活動収支計算書、活動計算書）。

Q5 選定申請書の申請法人の所在地は本部所在地を記入するのか。

A5 その通りです。
第三者評価機関の認証申請書には、認証要件である県内事務所の所在地を記入する欄がありますが、外部評価機関の選定申請書には、選定要件として第三者評価機関の認証が必須であるため、改めて県内事務所について記載する必要はありません。

Q6 継続認証を受ける場合、外部評価の実績とは既に評価結果が公表となったものだけか。

A6 原則、今年度中に評価結果が公表とならなければ、実績とはなりません。

Q7 第三者評価調査員であれば、外部評価は行えるのか。

A7 行えません。

外部評価を行えるのは、外部評価調査員の養成研修を修了した外部評価調査員だけです。この養成研修は、第三者評価調査員養成研修の際に、併せて実施されています。

Q8 評価委員会委員の就任承諾書は、入替えなどが無い場合も申請のたびに承諾を受けて提出するのか。

A8 その通りです。

継続申請する場合も、委員の方に就任の意思確認を行って下さい。

Q9 評価委員会委員の就任期間に基準はあるのか？

A9 基準はありません。

ただし、期間の設定には委員の方の了承を必ず得てください。なお、選定期間内に就任期間が切れる場合は、承諾書の再提出や委員の入替え、評価委員会委員名簿の変更届の提出が必要になります。

Q10 ひな形がある実施規程や契約書は、変更して提出してよいか？

A10 ひな形は参考として示しているものです。

選定を受けた場合は、実施規程と契約書に基づいて業務を行うこととなりますので、法人内で十分に検討して、法人として策定してください。

また、契約書は事業者との合意に基づいて最終的には作成するものなので、申請後に一切の変更を加えてはならないというものではありません。